

青森県報

第三千二十六号

平成二十年
十二月十九日
(金曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………二
右 同……………二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………三
障害福祉サービス事業者の指定……………三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行
う事業所の名称及び所在地変更の届出……………三
障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事
業の廃止の届出……………四
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………四
道路の区域の変更……………四
道路の供用の開始……………五

公有財産の売却に係る一般競争入札……………五
(財産管理課)……………五

選挙管理委員会

海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分
の一の数……………(事務局) ……六

告 示

青森県告示第八百四号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定 番号 | 種別 | 名 称 | 発 行 者 (製作者)名 | 該 当 条 項 |
|----------|----|--------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 二九四 | 書籍 | 月刊裏モノ JAPAN 一月号 | 鉄人社 | 青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当 |
| 二九五 | | 決定版! X X 一二月号 | ミリオン出版 | |
| 二九六 | | BOY・SPLAS 一月号 | ジュネット | |
| 二九五 | | 愛の体験スペシャルDX 一月号 | 竹書房 | |

青森県告示第八百五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
より公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-------------|--------------|------------------|-------------|--------------|-----------|-------|
| 指定居宅サービス事業者 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 裕有限会社大 | 青森市大字四ツ石字下川原二五の九 | | | | |
| 医療法人燦秀会 | 青森市沖館四丁目八の一七 | 訪問介護事業所悦びの里 | 訪問介護事業所悦びの里 | 青森市沖館四丁目八の二九 | 平成二〇・二・二三 | |

青森県告示第八百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|-----------|-----|
| 指定居宅介護支援事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | 名称 | 所在地 | 年月日 |
| | 会医療法人燦秀 | 青森市沖館四丁目八の一七 | | | | |
| アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一丁目八の七 | アースサポート株式会社八戸在宅サービスセンター | アースサポート株式会社八戸在宅サービスセンター | 八戸市大字売市小侍一二五の一字 | 平成二〇・二・二〇 | |

青森県告示第八百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

| | | | | | | |
|---------------|--------------|------------------|-------------|--------------|-----------|-------|
| 指定介護予防サービス事業者 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービスの種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| | 裕有限会社大 | 青森市大字四ツ石字下川原二五の九 | | | | |
| 医療法人燦秀会 | 青森市沖館四丁目八の一七 | 訪問介護事業所悦びの里 | 訪問介護事業所悦びの里 | 青森市沖館四丁目八の二九 | 平成二〇・二・二三 | |

青森県告示第八百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------|----------------|------------|----------|
| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日 |
| 公立七戸病院 | 上北郡七戸町字影津内九八の一 | 整形外科に関する医療 | 平成二〇・二・一 |

青森県告示第八百九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---|--|----------------------------|
| アーチ調剤薬局油川店 サカ工業局紺屋町 サカ工業局黒病前 テルス調剤薬局黒石 | 青森市大字羽白字沢田三六の一三 弘前市大字紺屋町二七の一 黒石市北美町二丁目三五の一 黒石市昭和町三四の一 | 平成二〇・三・一 " " " " " " |

青森県告示第八百十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定障害福祉サービス事業者 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービス事業を行う事業所 | 廃止年月日 |
|-----------------|-------------|---------------------|----------|
| 株式会社ホリスティックス青森 | 居宅介護・重度訪問介護 | ヘルパーステーションふれあいハート | 平成二〇・〇・三 |
| 医療法人青仁会 | 共同生活援助 | 医療法人青仁会精神障害者グループホーム | 二〇・二・三〇 |
| 八戸市大字田面木字赤坂一六の三 | | 八戸市大字田面木字赤坂四〇の一六 | |

青森県告示第八百一十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定障害福祉サービス事業者 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービスを行う事業所 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 社会福祉法人健康誠会 | 共同生活援助 | まいど荘 | " |
| 社会福祉法人健康誠会 | 共同生活介護 | まいど荘 | " |
| 財団法人こころすこやか財団 | 共同生活援助 | こころすこやか財団グループホーム | " |
| 特定非営利活動法人花さき村 | 自立訓練（生活訓練） | デイサービスセンター花さき村 | " |
| 特定非営利活動法人花さき村 | 児童デイサービス | デイサービスセンターかえで | " |
| 有限会社社蠅名商事 | 居宅介護・重度訪問介護 | ヘルパーステーション宝園 | 平成二〇・三・一 |
| 青森市大字安田字近野一の七三 | | 青森市大字安田字近野一の七一 | |
| 八戸市小中野五丁目一の二四 | | 八戸市小中野五丁目九の一五 | |
| 八戸市小中野五丁目一の二四 | | 八戸市小中野五丁目一の二四 | |
| 八戸市大字田面木字赤坂一六の三 | | 八戸市大字田面木字赤坂四〇の一六 | |
| つがる市森田町三の二 | | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字久富一の一の二 | |
| つがる市森田町三の二 | | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字久富一の一の二 | |

青森県告示第八百一十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 区 分 | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------|----------------------|----------------|----------------------------|
| 社会福祉 法人七峰社 | 社会福祉 法人七峰社 | 社会福祉 法人七峰社 | 社会福祉 法人七峰社 | 細川介護 センター | 有限会社 細川介護 | 名 称 | 指定障害福祉サ ービス |
| 弘前市大 字白銀町二 の八 | 弘前市大 字白銀町二 の八 | 弘前市大 字白銀町二 の八 | 弘前市大 字白銀町二 の八 | 青森市浪 岡大字七 の二 | 青森市浪 岡大字七 の二 | 主たる事務 所の所在地 | サ ービス |
| 行動援護 | 居宅介 護・重 度介護 | 居宅介 護・重 度介護 | 居宅介 護・重 度介護 | 問・重 度介護 | 問・重 度介護 | 障 害福 祉 | 障 害福 祉 |
| 山郷館訪 問介護セ ンター黒 石 | 山郷館訪 問介護セ ンター黒 石 | 山郷館訪 問介護セ ンター黒 石 | 山郷館訪 問介護セ ンター黒 石 | ほそかわ 介護 | 有限会社 細川介護 センター | 名 称 | 障 害福 祉サ ービス 事業 |
| 黒石市大 字甲大工 町の二 | 黒石市緑 町四丁目 一三 | 黒石市大 字甲大工 町の二 | 黒石市大 字甲大工 町の二 | 青森市浪 岡大字一 六二 | 青森市浪 岡大字一 六二 | 所 在 地 | 所 在 地 |
| 平成 二〇・二・ 三〇 | 平成 二〇・二・ 一 | 平成 二〇・二・ 一 | 平成 二〇・二・ 一 | 平成 二〇・二・ 一七 | 平成 二〇・二・ 一七 | 変 更 日 | 変 更 日 |

青森県告示第八百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から相談支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 日 |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|
| 医療法人青 仁会 | 八戸市大 字田面の 三 | 医療法人青 仁会 | 八戸市大 字田面の 三五 | 平成 二〇・二・ 三〇 |
| 地域生活支 援センター 青明舎 | 八戸市大 字田面の 三五 | 地域生活支 援センター 青明舎 | 八戸市大 字田面の 三五 | 平成 二〇・二・ 三〇 |

青森県告示第八百十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|----------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|------------------|
| 財団法人こ ろすこやか財 団 | 八戸市大 字田面の 三 | 地域生活支 援センター 青明舎 | 八戸市大 字田面の 三五 | 平成 二〇・二・ 一 |

青森県告示第八百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年一月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 番号 | 図面 | 種道路類の | 路線名 | 変 | 更 | の | 区 | 間 | 前後別の | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|----|----|-------------|--------------------------------------|---|---|---|---|---|----------------------------|-----------|-------|----|
| 1 | 県道 | 豊川館岡線 | つがる市稲垣町吉出鴨泊五の一から つがる市稲垣町吉出鴨泊五の三まで | 後 | 前 | 後 | 後 | 前 | 八・五〇メートルから 九・〇〇メートルまで | 七一・八〇メートル | | |
| 2 | 県道 | 九艘泊脇野 沢線 | むつ市脇野沢渡向一四の二から むつ市脇野沢渡向一九の一八まで | 後 | 前 | 後 | 後 | 前 | 二〇・〇〇メートルから 二二・八〇メートルまで | 七九・九〇メートル | | |

青森県告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年一月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------|--|------------|
| 県道 むつ尻屋崎線 | 下北郡東通村大字岩屋字往来一五三の四〇から 下北郡東通村大字岩屋字往来一五三の四〇まで 下北郡東通村大字岩屋字八峠二の五から 下北郡東通村大字岩屋字八峠二の五まで | 平成二〇・一二・一五 |
| 県道 豊川館岡線 | つがる市稲垣町吉出鴨泊五の一から つがる市稲垣町吉出鴨泊五の三まで | " |

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

| 所在地 | 地目 | 地積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 青森市中央三丁目一三の一〇 | 宅地 | 二〇七・二二 |
| 青森市松森二丁目八六の一ほか | 宅地 | 一八二・六〇 |
| 弘前市大字城西四丁目七の八 | 宅地 | 一、〇八七・七〇 |

| | | |
|-------------------|----|----------|
| 五所川原市松島町二丁目八八の二 | 宅地 | 一、四五四・〇七 |
| 五所川原市大字飯詰字福泉一六〇の一 | 宅地 | 二〇九・〇三 |
| 鱒ヶ沢町大字本町一九六の四 | 宅地 | 三八〇・五一 |
| 東北町大字大浦字向山五一の五五 | 宅地 | 二八七・四八 |
| 三戸町大字梅内字雷平二八八の四 | 宅地 | 一七三・〇五 |

二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央二丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十一年一月十三日 午前九時から

平成二十一年一月二十一日 午後五時（必着）まで

土曜日、日曜日及び祝日の受付は行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

平成二十一年一月三十日 午前十時から

開札は物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

平成二十年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四、二六六 人

二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、八四三 人

| | |
|----------------------------------|--|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行 | 定価小口一枚二付十五円一銭 |